

オンラインカジノに係る賭博事犯の違法性についてさらなる周知啓発を求める意見書

インターネットの急速な発達を背景に、近年、スマートフォンやパソコンなどを通じてオンライン上でゲームを行い、その結果に対して現金等を賭ける、いわゆるオンラインカジノが問題となっている。

オンラインカジノサイトの多くは海外で運営されていると言われており、海外で合法的に運営されているサイトであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは、賭博罪等が適用される犯罪である。令和5年中においては、オンラインカジノに係る賭博事犯で107人が検挙され、このうち、賭客が自宅等でスマートフォン等を使用してオンラインカジノサイトに接続する無店舗型の検挙人員数は32人であり、これらの人数は、いずれも令和4年中の人数から大幅に増加している。

政府においては、オンラインカジノに係る賭博事犯の違法性について周知を図るため、警察庁と消費者庁が連携し、広報啓発用ポスターを作成、掲示しているほか、警察庁ウェブサイト等で情報発信を行い、啓発に努めているところである。

しかしながら、インターネット上では、依然として、オンラインカジノの違法性について、海外で合法的に運営されていれば捕まることはないといった誤った情報発信が見受けられ、実際に検挙された賭客の中には、違法性を認識することなく賭博行為を行った者もいる。また、簡単に接続し、換金できる気軽さから、オンラインカジノと一般のオンラインゲームでの課金との境界が曖昧になり、犯罪という自覚がないまま利用してしまうケースも少なくないとの指摘もある。そのため、オンラインカジノに係る賭博事犯の違法性について、より一層周知啓発を強化していくことが喫緊の課題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、犯罪の未然防止の観点から、オンラインカジノに係る賭博事犯の違法性についてさらなる周知啓発を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
国家公安委員会委員長		
内閣府特命担当大臣 （消費者及び食品安全）		
警察庁長官		